

「令和7年度対策地域内における廃棄物処分等業務の監督支援業務」の質問回答書

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
1	入札説明書	7	業務予定拠点及び地域配慮(別記様式2の様式6)	記載する拠点名は、本社又は支社(支店)以外の名称でも対象となるでしょうか。(事業所、事務所等)	対象となります。別記様式2-様式6の記述にあるように、法人登記の写しを添付してください。
2	入札説明書(様式)		(別記様式2)(様式5-1)	配置予定委託監督員の経歴等及び同種又は類似業務実績(様式5-1)について。注5:同種及び類似業務の業務内容が確認できる資料(設計書等)を添付することありますが、「設計書等」には「特記仕様書」が含まれると考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書を含む同種又は類似業務の業務内容の確認ができる資料とします。
3	別記様式2		様式2	実施方針の注1にてA4判1枚以内で作成と記載がありますが、書式の表を下段方向に広げてよろしいでしょうか。	書式の変更は認めておりません。
4	別記様式2		様式3	技術提案の注1にてA4判1枚以内で作成と記載がありますが、書式の表を下段方向に広げてよろしいでしょうか。	書式の変更は認めておりません。
5	別記様式2		様式5-1	注5に業務内容が確認できる資料とありますが、こちらはA4判1枚に納めなくてはならないのでしょうか。複数枚となってもよろしいでしょうか。	枚数の制限はありません。
6	特記仕様書	12	第29条 1.	打合せ形式がWebの場合も打合せ回数に含むと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
7	特記仕様書	12	第29条 1.	打合せ回数に着手時及び成果品納品時(完了検査)を含むと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。着手時及び完了時における監督員との打合せを含みます。
8	業務費内訳書	1		委託監督員(特殊勤務手当)について、「その他原価」「電算機使用経費」「旅費交通費(率分)」の対象外でよろしいでしょうか。	貴見のとおり委託監督員(特殊勤務手当)は電算機使用経費、旅費交通費(率分)の対象となりません。